

18年B030301  
保存種別 第1種  
熊少第431号  
平成18年12月27日

被害少年等カウンセリングアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

被害少年等カウンセリングアドバイザーの運用については、これまで「被害少年等カウンセリングアドバイザー運用要綱の制定について（通達）」（平成15年8月8日付け熊少第250号）に基づき行ってきたところである。

しかし、近年における少年非行をめぐる情勢は非常に厳しく、少年事件の捜査はもとより、重大な非行の前兆となり得る不良行為の段階での早期の認知及び対応のため、街頭補導、少年相談、継続補導等の重要性がより高まっている。

一方、犯罪による被害を受ける少年が高水準で推移しているのに加え、児童買春・児童ポルノや児童虐待が深刻な社会問題となっており、カウンセリング等による少年保護対策の重要性がより高まっている。

このような状況を踏まえ、今後も長期的な被害少年等カウンセリングアドバイザーの運用が必要であることから、別添のとおり「被害少年等カウンセリングアドバイザー運用要綱」を新たに制定し、平成19年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りがないようにされたい。

別添

## 被害少年等カウンセリングアドバイザー運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、被害少年等カウンセリングアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任務

アドバイザーは、性犯罪などの被害により精神的な打撃を受けた少年及びぐ犯性が高く不良行為を繰り返す少年（以下「被害少年等」という。）の継続的な支援や補導（以下「支援活動等」という。）に従事する警察職員（以下「実施担当者」という。）等の次に掲げる活動に対して必要な指導・助言を行うことを任務とする。

- (1) カウンセリングの実施
- (2) 専門機関への引継ぎ
- (3) その他特に専門的知識等が必要なもの

### 第3 委嘱

1 アドバイザーは、次に掲げる要件を備える者の中から、警察本部長が警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦に基づき委嘱するものとする。

- (1) 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等について、支援活動等に必要な専門的知識を有すること。
- (2) 被害少年等の対策に理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (3) 熊本県内に居住地及び勤務地を有すること。

2 前1の推薦は、アドバイザー推薦書（別記様式第1号）により行うものとする。

3 警察本部長は、アドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（別記様式第2号）を交付するものとする。

### 第4 任期

1 アドバイザーの任期は、2年とし、再任することを妨げない。

2 アドバイザーが欠けた場合は、新たにアドバイザーを委嘱するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第5 解嘱

1 警察本部長は、アドバイザーが第3の1に掲げるいずれかの要件を欠くに至ったとき、又は次のいずれかに該当するときは、アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 辞職の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。

(3) 長期の療養を要する疾病にかかったとき。

(4) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

- 2 警察本部長は、アドバイザーを解嘱するときは、解嘱通知書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

#### 第6 指導・助言の要請等

- 1 警察署長は、支援活動等についてアドバイザーの指導・助言を必要とするときは、アドバイザー指導・助言要請書（別記様式第4号）により、少年課長に要請するものとする。
- 2 少年課長は、支援活動等でアドバイザーの指導・助言が必要と認めるときは、アドバイザーに指導・助言を依頼するものとする。
- 3 アドバイザーから指導・助言を受けた実施担当者は、その内容をアドバイザー指導・助言記録簿（別記様式第5号）により、少年課長又は警察署長に報告するものとする。

#### 第7 運用上の留意事項

- 1 少年課長及び警察署長は、アドバイザーに指導・助言を依頼し、又は要請するに当たっては、過度の負担を強いることのないよう配慮すること。
- 2 少年課長及び警察署長は、指導・助言を依頼した事案に関し、アドバイザーから調査等の依頼があったときは、適切にこれに応じること。
- 3 少年課長は、アドバイザーがその活動を通じて知り得た秘密を漏らすことがないよう、委嘱時、依頼時等にその徹底を図ること。

#### 第8 その他

アドバイザーに関する事務は、警察本部少年課において行う。

別記様式（略）